

社会福祉法人 播磨福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 播磨福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 当法人における役員等の勤務形態を次の通りに区分する。

(1) 常勤理事 理事のうち、当法人の理事業務に専従するものをいう。

(2) 非常勤役員等 役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。

2 当法人においては、常勤理事を置かない。

(報酬等の支給)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額。

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表（非常勤役員等の報酬）

（１） 評議員

	日 額
評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

（２） 理事

	日 額
理事会等会議への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

（３） 監事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円